

## 輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕

留学志願者から出願の事前相談等を受けた場合は、部科校輸出管理窓口（教務課等）に事前確認シートにパスポート又は在留カードの写しを付けて提出して下さい。

- 懸念対象：（１）大量破壊兵器関連の研究専攻及びそのおそれ  
 （２）その他軍事関連情報入手（軍事関連の職歴、近親者の軍関連在職など）

### 1 受入予定指導教員

記入日 年 月 日

学部・研究科等	工学研究科	専攻
資格・氏名		
<input type="checkbox"/> 日本大学安全保障輸出管理ハンドブック及び安全保障輸出管理手続きマニュアルを熟読の上、理解しましたので申請します。		
連絡先	電話	
	Email	

### 2 志願者情報（該当する項目の□にチェックを入れてください）

①志願者 氏名・生年 月日・性別	氏名（カタカナ）		
	氏名（パスポートに記載のアルファベット）		
	生年月日	年 月 日（ 歳）	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
②連絡先			
③入国予定	<input type="checkbox"/> 入学時に日本入国予定 <input type="checkbox"/> 日本滞在中（6か月未満）入国年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 既に6か月以上日本滞在中（在留資格 ）		
④特定類型 該当性 ※	<input type="checkbox"/> 特定類型① <input type="checkbox"/> 特定類型② <input type="checkbox"/> 定類型③ <input type="checkbox"/> 該当なし 類型該当性の根拠を記入：		
⑤受入期間	入学予定年月	年 月	卒業・修了予定年月 年 月
⑥現在の 居住地	（国・都市名）		
⑦海外での 学歴及び学 修研究内容	（卒業又は卒業見込みの大学名，学部，学科）  （卒論テーマなど学修・研究内容）		
⑧最新職歴 （機関名及 び所在地）	（職歴を有する場合）		
⑨留学目的	（日本に在学中の研究内容）		
⑩大量破壊 兵器関連  貨物輸出・ 技術提供の 有無	（教育・研究テーマで接触する可能性） <input type="checkbox"/> 武器・兵器 <input type="checkbox"/> 原子力・核関連技術 <input type="checkbox"/> 化学製剤及び製造装置（熱交換器，ポンプなど） <input type="checkbox"/> 細菌製剤の原料生物，凍結乾燥機など <input type="checkbox"/> ミサイル，ロケット，無人航空機，加速度計など <input type="checkbox"/> なし 規制貨物詳細確認 URL： <a href="http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html">http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html</a>		
⑪その他	<input type="checkbox"/> その他の懸念事項 （ ）		

※ 特定類型①，②，③については，18 ページ 図7を確認してください。

留学志願者が居住者となった場合の該当性についても記入してください。「類型該当性の根拠」には，関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名を含む）も記入してください。

該非判定	可 ・ 否
------	-------

※部科校責任者の該非判定後，輸出管理窓口にて記載

参考情報：

◆大量破壊兵器関連貨物の規制対象貨物とその技術（主要な一部）

武器・兵器	原子力・核関連	化学兵器・生物兵器	ミサイル関連
銃砲・銃砲弾	核燃料物質・核原料物質	弁・ポンプ・バルブ	人造黒鉛・推進薬
火薬類・軍用燃料	重水素・重水素化合物	毒性物質の原料	無人航空機・
軍用車両・船舶・航空機	数値制御工作機械	熱交換機，反応器，貯蔵容器	ジェットミル・ノズル
防潜網・装甲板	炭素繊維	クロスフローろ過器	加速度計
軍用ヘルメット・防弾衣	周波数変換機	凍結乾燥機	振動試験装置
軍用細菌製剤	真空ポンプ・遠心分離機	密閉式発酵槽	アビオニクス装置
軍用生体高分子 など	直流電源装置・測定装置など	軍用細菌製剤など	ロケット関連など

◆規制対象貨物分類一覧（通常兵器関連貨物）

先端材料	材料加工	エレクトロニクス	電子計算機	通信
センサー等・レーザー	航法装置	海洋関連	推進装置	その他機微品目

- ・規制対象の詳細は経産省安全保障貿易管理ホームページで確認できます。  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)
- ・大量破壊兵器関連の貨物・技術は経産省の許可取得が極めて困難なため、関連する研究活動に着手できない場合や研究テーマ変更の可能性も考慮しておく必要があります。
- ・通常兵器関連の貨物・技術も提供の際においても経産省の許可を必要とする場合があります。この許可は一定期間の審査で許可取得できる予定のため留学生の在籍中に許可申請することになります。
- ・規制対象か否かの判定及び許可申請手続き等は研究推進部知財課に相談してください。

◆外国ユーザーリスト；（610の企業・団体・研究機関・大学などが掲載）

国名	掲載数	うち掲載大学数（ ）及び大学名
アフガニスタン	2	
アラブ首長国連邦	18	
イエメン	2	
イスラエル	1	
イラン	222	(12) University of Tehran, Iran University of Science and Technology, 他
インド	3	
エジプト	2	
シリア	19	
パキスタン	79	(1) PIEAS
レバノン	9	
ロシア	10	
香港	10	
台湾	3	
中国	86	(7) 北京航空航天大学, 哈爾濱工業大学, 西北工業大学, 中国電子科技大学, 北京理工大学, 哈爾濱工程大学, 国防科学技術大学
北朝鮮	144	(5) 金日成総合大学, 平壤技術大学, 国防大学, 化学工業大学, 金策工業総合大学

※2022年3月現在

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

- 取引可                       「審査票」の起票を要する

部科校責任者

年 月 日